



令和8年1月30日

国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所

牛津川の竹採取希望者を募集します！

～採取した竹は営利目的でも使用できます～

牛津川の竹の採取希望者を下記により公募します。

竹は農業資材や燃料のほか販売目的での利用も可能です。

【採取場所】佐賀県多久市多久町（約8,000m² 竹のみ）
(牛津川左岸 高水敷22k600付近～第二山王橋)

【公募期間】令和8年1月30日から令和8年2月13日まで
(採取予定期間：令和8年3月 5日から令和8年5月15日まで)

【公募募集要項の入手方法】
武雄河川事務所ホームページ又は担当窓口への問い合わせ
○武雄河川事務所ホームページアドレス
<https://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/>

【担当窓口】
武雄河川事務所 管理課 維持係長 山下
TEL:0954-23-7934
FAX:0954-23-5177

牛津出張所 出張所長 下村
TEL:0952-66-0315
FAX:0952-66-0326

※1 詳細については「牛津川河川敷竹採取公募募集要項」でご確認いただき、ご不明な点は上記の担当窓口へお問い合わせください。

※2 今回の採取区域以外で採取希望がある場合は、武雄河川事務所管理課へ問い合わせください。ただし、採取の可否については、採取箇所の調査を実施したうえで判断しますので、ご希望に添えない場合もあります。なお、調査にも時間を要する場合があります。

【記者発表に関する問い合わせ先】 国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所
管理課長 大村 健之
TEL:0954-23-7934
FAX:0954-23-5177

【牛津川河川敷竹採取公募 募集要項】

令和8年1月30日

九州地方整備局 武雄河川事務所長

次のとおり、「牛津川河川敷竹採取公募」に係る採取者を募集します。

1. 公募の概要

- (1) 名 称：牛津川河川敷竹採取に伴う公募
- (2) 公募期間：令和8年1月30日（金）から令和8年2月13日（金）まで
- (3) 場 所：佐賀県多久市多久町
(牛津川 左岸 高水敷22k600付近～第二山王橋)
- (4) 採取期間：令和8年3月 5日（木）から令和8年5月15日（金）まで
- (5) 公募内容：牛津川の高水敷での竹伐採及び搬出
- (6) 採取区域：別紙－1のとおり（約8, 000 m²）

(7) 公募理由

河川の産出物の採取許可については、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第25条及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第15条第1項に規定されています。

河川産出物の採取の申請は、許可を受けようとする者が隨時行うものですが、刈草や伐竹した竹については、飼料、農業資材、燃料、ほだ木等に利用されるなど地域にとって有用な材となることから、さらなる有効活用の観点から公募するものです。

2. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

- ① 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ② 公募期間中において、会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- ③ 直近1年間の税を滞納している者ではないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除申請があり、当該状態が継続してい

るものではないこと。

※①～④の資格については企業での申請の場合に適用される。

法人又は個人については③及び④が資格条件となる。

3. 応募方法

応募様式（様式－1）を下記受付期間内に下記方法にて提出すること。

提出方法：郵送（簡易書留等記録の残るものに限る。）又は持参による。

提出先：国土交通省 九州地方整備局

武雄河川事務所 管理課

〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町昭和745

電話 0954-23-7934

国土交通省 九州地方整備局

牛津出張所

〒849-0305 佐賀市小城市牛津町大字上砥川字一本松47-9

電話 0952-66-0315

受付期間：令和8年1月30日（金）から令和8年2月13日（金）まで

※土曜日、日曜日及び祝日は除く

受付時間：8時30分から17時15分まで

4. 質問書の提出

質問書の提出期限は 令和8年2月6日（金）17時15分までとする。

上記期限内（必着）に質問書（様式－2）に記入のうえ、武雄河川事務所 管理課までFAX（0954-23-5177）又は郵送にて送付すること。

回答は募集期間内にホームページにて回答する。

ただし、競争性確保の観点から、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合がある。

5. 提出にあたっての注意事項

① 手書きに使用する言語は日本語に限る。

② 応募に要する費用は応募者側の負担とする。

6. 選定方法の概要

（1）選定者の決定方法

1) 応募書類をもとに、採取に関する計画及び採取を実施する工程、採取の面積

などから総合的に評価し、優れた者を選定する。

- 2) 選定にあたっては、必要な情報収集あるいは、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒヤリング等を実施することがある。
- 3) なお、上記の審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により申請者を選定する。

7. 選定結果の通知

令和8年2月19日（木）の発送による。

審査結果に対して疑問がある応募者は、結果通知日から1週間以内に文書により郵送又は持参により提出すること。

提出先：国土交通省 九州地方整備局

武雄河川事務所 管理課

〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町昭和745

8. 河川法の許可手続き

決定通知を受けた者は、速やかに次の関係書類を添えて武雄河川事務所に河川法第25条の規定に基づく竹採取の申請を行い、許可を受けるものとする。

①申請書の提出

【河川法第25条申請】

- ・河川占用許可申請書
- ・採取及び搬出計画
- ・位置図
- ・平面図
- ・河川現況写真

※申請書の提出部数は正1部、副1部の計2部とする。

②申請書の提出期限

令和8年2月27日（金）17時15分までとする。

特段の理由なく、この期間内に申請を行わない場合は、採取者の決定を取り消すことがある。

9. 採取区域とそこに生育する樹種、樹径等の情報

- (1) 採取区域は別紙-1のとおり。
- (2) 竹を主体とした竹材

10. 採取条件

(1) 伐竹の際は根元10cm以下の位置で切断し、枝葉も含み現場より回収して搬出すること。

(2) 最低100m²以上の採取を行うこと。

※最大採取量の定めは行わないが、応募者多数の時は採取区画指定及び採取量の制限を行う場合がある。

1 1. 採取にあたっての注意事項

採取した竹が河川へ流出しないよう河川内には仮置きはしないこと。また、河川へ竹が流出しないよう流出防止対策を講じること。万が一、採取中に竹が河川へ流出した場合は速やかに武雄河川事務所牛津出張所へ連絡すること。

1 2. 採取にあたって実施すべき安全対策等（清掃、交通整理等）の内容

(1) 道路を横断する場合は、交通整理員を配置すること。

(2) 作業において、泥汚れや竹片の散乱等が発生した場合は清掃を実施すること。

(3) 降雨がある場合は作業を行わないこと。

(3) 作業においては、関係法令等を遵守すること。

1 3. 作業環境

(1) 進入路の幅員：3m程度（上空等に障害物はありません）

(2) 出入り口：堤防道路との接続有り

(3) 仮置場：有り

※作業に伴う道路環境は別紙－1を参照

1 4. その他注意事項

自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取り扱い及び河川管理者の指示による中止の扱い

(1) 河川管理者が、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から平常時の巡視等において、採取の実施時期を把握する。その結果に基づいて、必要に応じて、許可受け者に適切な指導を行う場合がある。

(2) 許可受け者が竹を採取するにあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した竹の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように指導する場合がある。

(3) 採取は許可を受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行わなければならない。また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者から速やかに通報を求め、適切に対応するよう指示する場合がある。

なお、河川管理施設に対する損害については、法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがある。さらに河川管理者から指示があった場合には、無償で採取を停止することとする。

- (4) 採取した竹が河川へ流出しないよう河川内には仮置きはしないこと。また、河川へ竹が流出しないよう流出防止対策を講じること。万が一、採取中にが河川へ流出した場合は速やかに武雄河川事務所牛津出張所へ連絡すること。

1 5. 採取料徴収

採取料（占用料）について、河川法第25条の許可を受けた者が河川法第32条の規定により、佐賀県が徴収（河川の流水占用料等の徴収等に関する条例）することがある。

なお、今回の採取料については徴収されない。

1 6. 完了報告及び履行確認

許可受け者は、採取に着手するとき及び完了したときは、河川管理者に報告を行うこと。

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、許可受け者に対して指導を行う場合がある。指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は、許可を取り消す場合がある。このような場合や、採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外する場合がある。

1 7. 説明会

説明会は行わないものとする。

1 8. 決定通知の取消し

公募において示した参加資格のない者の申請又は資料に虚偽の記載をした者の申請は決定通知を取り消す場合がある。

応募様式

九州地方整備局 武雄河川事務所長 殿
氏 名 印
(会社名)
住 所
電 話 番 号
FAX 番 号
メールアドレス

公募資料の内容を確認了承のうえ、
令和8年1月30日付けで公募された牛津川河川敷竹採取について応募します。

記

1. 採取を希望する竹の使用用途
()
2. 採取に関する計画（予定）
 - ① 作業予定期間： 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間)
 - ② 作業実施者：1日あたり 人で実施
 - ③ 伐木方法
 - ④ 搬出方法
 - ⑤ 必要な樹木量 概ね ($\square t$ トラック 台分 m^3)
3. 採取を実施する工程
4. 安全対策の実施内容（清掃、交通整理員の配置など）
5. 参加資格の確認（以下の項目に該当しないことを確認のうえ、□にチェックを入れること）※法人又は個人の場合は③、④のみ記入
 - ①公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でない。
 - ②公募期間中において、会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
 - ③直近1年間の税を滞納している者ではない。
 - ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除申請があり、当該状態が継続しているものではない。

様式—2

令和 年 月 日

FAX 0954-23-5177

国土交通省 武雄河川事務所
管理課 宛

牛津川河川敷竹採取に関する質問書

令和8年1月30日付けで公募された六角川水系牛津川河川区域内の竹採取について、質問書を提出します。

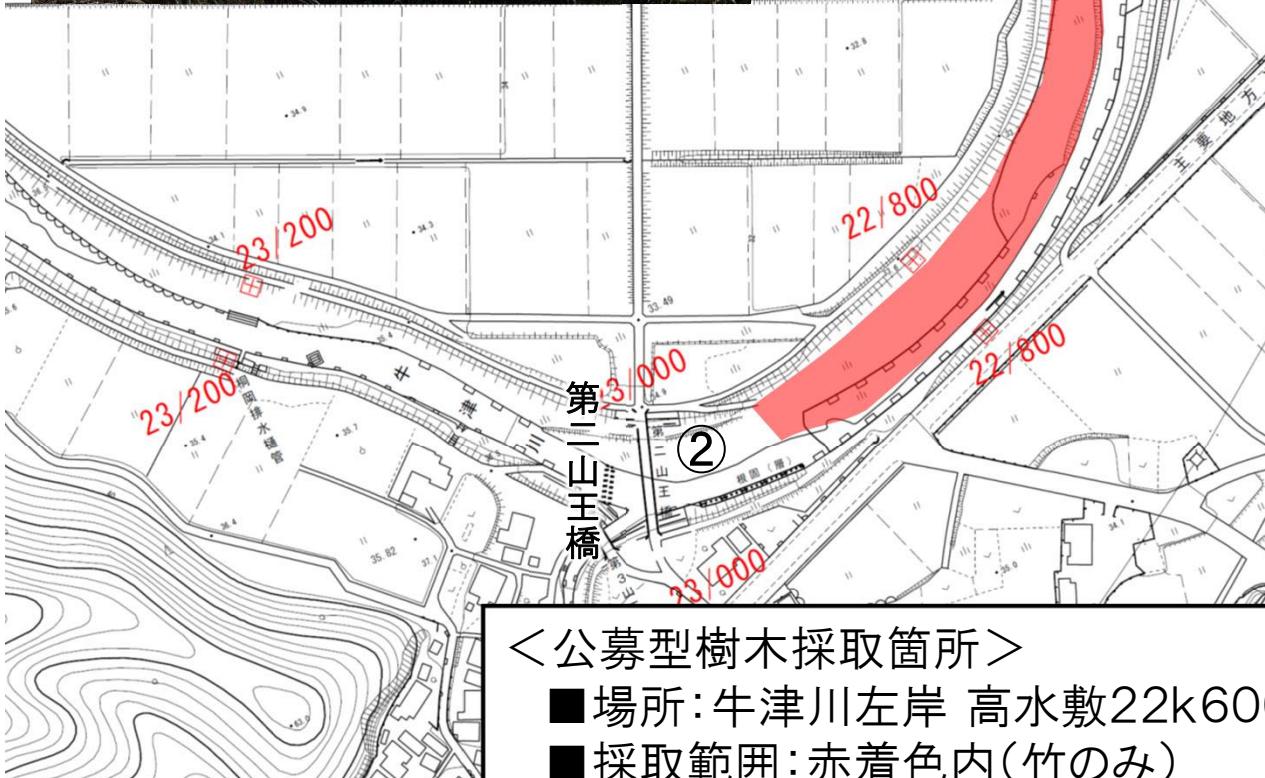
質問内容

氏名：_____

住所：_____

電話番号：_____

メールアドレス：_____



<公募型樹木採取箇所>

- 場所: 牛津川左岸 高水敷22k600付近～第二山王橋 約8,000m²
- 採取範囲: 赤着色内(竹のみ)